

江戸川区指定管理者制度運用指針

目次

- 1．運用指針の位置付け
- 2．制度導入施設
- 3．指定管理者候補者の選定
- 4．募集に関する事項
- 5．協定等の締結
- 6．業務の管理
- 7．評価の実施
- 8．指定の取消し

経営企画部企画課企画係
平成27年5月27日策定
令和3年3月4日改定
令和4年3月14日改定

1. 運用指針の位置付け

平成15年9月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間事業者を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を目指す、指定管理者制度が導入された。

本区の公の施設において、より一層の区民サービス向上に資するため、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営を行うことを目的に、この指針を策定する。

2. 制度導入施設

民間事業者のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設について導入する。また、導入する際は、地方自治法の定めにより、各施設の設置条例に指定管理者の指定手続き、管理の基準及び業務の範囲等、必要事項を定める。

3. 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者選定委員会

指定管理者候補者の選定は、要綱により設置する、江戸川区指定管理者選定委員会（以下、選定委員会）で行う。

また、公募の際に施設所管課は、指定管理者選定委員名簿を、募集要項に記載する。あわせて、応募団体が指定管理者選定委員会委員及び特別職を含む区職員（施設所管課への手続き等に関するものを除く）に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合は失格となる旨を募集要項に記載する。

(2) 指定管理者の募集

指定管理者候補者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

ただし、指定期間終了年度の前年度終了後に実施する最終総合評価において、指定管理者の評価が一定の水準以上に達している場合は、公募によらない選定を行うことができる。また、この場合においても選定委員会は、公募型プロポーザル方式に準じた選定基準及び審査方法等により選定を行う。

(3) 選定基準

基本的な選定の基準は以下の通りとする。

利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること

公の施設の効用を十分に発揮できること

公の施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること

公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること

指定管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全・安定的な施設管理ができること

個人情報の保護に対して十分な能力を有していること

(4) 審査方法

第一次審査（書類審査）

書類により団体の経営能力や提案内容を審査し、原則として複数の優秀提案者を決定す

る。

第二次審査（ヒアリング等）

第一次審査通過団体に対し、具体的な事業内容や運営の実現性等についてヒアリングを実施し、候補者を一団体決定する。

（５）選定結果の公表

選定結果は、区ホームページで公表する。

４．募集に関する事項

（１）団体の種別等

法人格を持つ団体とする。また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定めること。なお、構成団体についても全て法人格を持つ団体であること。

（２）応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。また、応募受付以降に以下の事由に該当した場合、当該団体は応募資格を失うものとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

直近2年以上、施設の運営・維持管理等の業務に従事していない団体

直近2年間に、国税又は地方税の滞納がある団体

江戸川区から指名停止処分を受けている団体

江戸川区長及び区議会議員本人が経営に関わる団体

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある団体

施設の管理運営を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していない団体

（３）過去の事件・事故対応に関する報告

応募事業者に以下の【過去の重大な事件・事故】に該当する事案がある場合は、その対応状況等について報告を求める。

【過去の重大な事件・事故】の定義

本区及びその他の地方公共団体等における指定管理業務において、指定管理者（ ）の故意又は過失により、施設利用者の生命・身体・財産・情報資産等に重大な影響を及ぼした事案
共同事業体においては代表団体・構成団体の別を問わない。

具体的な事案

ア 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上 of 傷病等重篤な事案

イ 施設内での集団感染、食中毒

当該事案の報告条件は、本区の「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告条件」に準じる。

ウ 管理施設における火災

エ 個人情報の漏えい

オ 住民サービス及び住民生活に影響を与える情報システム障害

カ 公金(指定管理料・利用料金等)の横領、その他の不法行為 等

キ その他、施設所管課が必要と認める報告事案

申請する日の属する年度から5か年前の年度の4月1日から申請時点までの事案を対象とする。

事件・事故があったことにより直ちに減点するものではなく、事故後の対応や再発防止策が適切であるか、また、事故の教訓が業務の危機管理体制等に反映されているかを確認し、適切な運営が見込めるか見定めることを目的とする。

虚偽の記載又は故意に記載しなかったと選定委員会が判断した場合は、失格とする。

留意事項

- ・事業計画(危機管理体制に係る提案等)との整合性を審査する観点から、単独の様式として扱わず、危機管理体制等の様式に付随した形式で提出させること。(別紙1)
- ・上記～については、施設所管課にて募集要項に記載すること。なお、「キ」については、各施設所管課にて適宜判断し、必要に応じて追記すること。

(4) 公契約条例の周知

江戸川区公契約条例に基づき、公募の際は、施設所管課にて募集要項に『本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用されます。別紙「江戸川区公契約条例の適用について」をご参照ください』等の文言を記載し、公募資料として「江戸川区公契約条例の適用について」(別紙2)を綴り、周知を図る。

(5) 施設説明会の実施

原則、施設所管課は、応募団体に対して施設説明会を開催すること。その際は、各応募団体の公平性が確保できるよう、実施日時を分ける等、配慮すること。

5. 協定等の締結

(1) 協定の締結

江戸川区議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定するとともに、区は指定管理者と協定を締結する。なお協定は、指定期間内における基本的な事項について規定する「基本協定」と、年度ごとに締結する「年度協定」の2点を基本とするが、特別な事情がある場合は、「年度協定」の締結を省略することができる。

(2) 協定の項目

協定に規定する項目は、次に掲げるものとする。なお、各施設の特性や状況に応じて項目を追加または変更する。

指定期間に関する事項

利用の承認等に関する事項

業務の範囲や実施条件等に関する事項

利用料金に関する事項

区が支払うべき経費に関する事項

施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

減免の取扱いに関する事項

事業計画書等の提出に関する事項
業務の再委託に関する事項
業務の引継ぎに関する事項
業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
情報セキュリティに関する事項
実地調査及び実績評価に関する事項
指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
損害賠償に関する事項
事件・事故対応に関する事項
公契約条例に関する事項()
災害時の対応に関する事項
その他区長が必要と認める事項

基本協定書の一部として「江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項」(別紙3)を綴る。

6. 業務の管理

(1) 労働環境等の確認

江戸川区公契約条例に基づき、施設所管課は年度当初に指定管理者より「労働環境確認等報告書」(別紙4)を提出させるものとする。また、履行確認として年度終了の概ね1ヵ月前、または施設所管課の指定した日までに「履行報告書について」(別紙5)を提出させる。

(2) 事件・事故の報告及び対応

以下の【事件・事故】が発生した場合、施設所管課は対応状況等を「指定管理者施設における事件・事故に関する報告書【第一報】」(別紙6)にまとめ、企画課へ提出する。その後、施設所管課と企画課で協議の上、必要に応じて選定委員会を開催し、再発防止策や区の対応方針について検討を行う。

また、施設所管課は、必要に応じて議会への報告、報道機関等への公表を行う。その際、当事者の特定による差別、偏見、風評被害等が生じないよう個人情報、プライバシーの保護及び本人の意向に配慮する。

【事件・事故】の定義

当該施設の指定管理業務において、指定管理者()の故意又は過失により、施設利用者の生命・身体・財産・情報資産等に影響を及ぼした事案。ただし、死亡事故については、過失責任の有無に関わらず報告するものとする。

共同事業体においては代表団体・構成団体の別を問わない。

具体的な事案

ア 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上 of 傷病等重篤な事案

イ 施設内での集団感染、食中毒

当該事案の報告条件は、本区の「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告条件」に準じる。

- ウ 管理施設における火災、備品等の盗難・損壊
- エ 個人情報の漏えい、その他情報の流出 等
- オ 住民サービス及び住民生活に影響を与える情報システム障害
- カ 公金(指定管理料・利用料金等)の横領、その他の不法行為 等
- キ その他、施設所管課が必要と認める報告事案

(3) 災害時の対応

災害時においては、江戸川区地域防災計画等に基づき、施設が担う災害対応の役割を指定管理者と連携し遅滞なく遂行する。

7. 評価の実施

(1) 施設所管課による評価

施設所管課は、毎年度、業務の遂行状況や実績を実地調査等により確認し、指定管理者が作成する事業計画書及び事業報告書に基づき、業務の水準を確認するため、実績評価を行う。

(2) 最終総合評価

選定委員会において、指定期間終了年度の前年度終了後に現行指定管理者の最終総合評価を実施するとともに、次期指定管理者候補者の選定の「公募・非公募」を検討の上、決定する。なお、指定期間中に【事件・事故】があった場合、施設所管課は最終総合評価の参考資料として、「指定管理者施設における事件・事故に関する報告書【最終報】」(別紙6)を選定委員会に提出し、選定委員会は報告書の内容も踏まえて最終総合評価を実施する。

8. 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。また、下記によらず、指定管理者に対し特別な指導・指示が必要な場合は、施設所管課は嚴重注意もしくは改善指導を行うことができる。

- (1) 本業務に際し、不正行為があった場合
- (2) 虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- (3) 協定内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- (4) 業務の遂行が困難と認められた場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められた場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にあると認められた場合